

広聴特別委員会

日 時 平成30年8月31日（金）
一般会計予算決算常任委員会終了後
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 市議会モニターの意見について
- 2 その他

モニターからの意見	対応
<p>早速、以下の意見を述べます。</p> <p>1. 市議会広聴委員会と議会モニターとの委嘱状交付及び意見交換会</p> <p>(1) 委嘱状交付は正規の議会活動だと言われたが、意見交換会も含めてなぜ公開になっていないのか尋ねたが、委員長は「よく分からない」と言われた。このような正規の会議の位置づけと取り扱いは明確にすべきではありませんか？</p> <p>(2) この委嘱状交付の前に開かれた広聴委員会協議会に関して、私はなぜ「委員会協議会」なのか聞きましたが、委員長は「議会モニターの人事に関わることだから」と答弁されました。「委員会協議会」に関する位置づけや役割は明確なのでしょうか？ 時として傍聴する議員でさえも排除され、委員会内の議員だけの自由討論のような形がとられています。正規の会議とは言えません。「人事に関すること」で非公開で議論しなければならないのであれば（そうだとすると非公開は疑問ですが）「秘密会」の手続きを取るべきではありませんか。</p> <p>(3) 意見交換会といわれたのに、ほとんどの議員からは何の意見も質問も出されず、委員長からは「よく分からない」との発言がされました。突飛な質問というより、基本的な問題での質問が多かったのに、低調な意見交換会になったのはなぜでしょうか。</p> <p>2. 議会広報紙「The 市議会 Vol.50」について</p> <p>(1) 議会広報紙は「誰のために、何のために」発行されているのかよく分かりません。「議会には発行する責任があるから」ですか？</p> <p>(2) 広報紙を編集するための技術面での問題意識が薄いように思います。</p> <p>ア. 企画性 イ. 見出しの字体とつけ方 ウ. レイアウト エ. 写真やカットの内容と配置など、取り敢えずこの4点でもキチンと編集技術を勉強していただきたいと思います。一般に発行されている雑誌等はぜひ参考にさせていただきたい。</p>	

モニターからの意見	対応
<p>1. 議会広報紙「The 市議会 Vol. 51」について</p> <p>「The 市議会 Vol. 51」が届きましたので意見を述べます。</p> <p>私は先般の「モニターからの意見(1)」で議会広報編集にかかわって4点について指摘しましたが、「The 市議会 Vol. 51」は改めて改善の必要性を強く感じました。</p> <p>(1) 広報紙に対して読者が一番興味を持つページは、表紙に続く2、3ページの見開きの内容です。広報紙の「企画性」が一番問われているページですが、委員会はこのページの重要性と位置づけをどのように考えているのでしょうか。議会広報紙の表紙は斬新になりましたが、続いて開いたページに幻滅を感じ、それ以上のページを「読んでみよう」という意欲が湧かないと思います。</p> <p>(2) 少なくとも議会だよりは「市民と議会を結ぶ情報紙」であり、「市民のためにどれだけ開かれた議会活動に努力しているか」をお知らせする折角のチャンスでもあります。そのための「企画」であり、編集の「センス」も要求されます。なぜ議案審査中心の「議会活動」しか載せないのでしょうか。例えば7、8月には「議会カフェ」が開かれました。新しい形式の「議会報告会」を市民に紹介し、興味を持ってもらえるいいチャンスにする考えはなかったのでしょうか。</p> <p>(3) 最初の見開きページをどのような「企画ページ」にするのかは、編集のセンスが問われ一番の力量のいるページでもあります。例えば私がこの見開きページを「市民参加のページ」と位置づけるとすれば、先ほどの「議会カフェ」や「議会改革度ランキングアップの意味」「市議会モニター2期目スタート」あるいは「相次ぐ他市議会の行政視察」とか、広聴委員会とも提携して市民参加の新たな企画を次々と立てる必要があります。当然、ページ全体のレイアウトや見出しの立て方、写真など編集技術が問われるコーナーでもあります。</p> <p>(4) 広報紙全体の「企画力」の問題もあります。前段の企画ページだけでなく様々な新企画コーナーが必要です。例えば市民との関わりでは「請願や陳情書の書き方、出</p>	

モニターからの意見	対応
<p>し方」「障害者用の傍聴席」「ここが違う傍聴者への資料配布」「ユーチューブでの委員会公開」「政務活動費の公開」など市民に積極的に議会活動の変化をアピールする「議会アラカルト」や「市議会探検隊」コーナーなど、市民が市議会に興味と新鮮味を感じてもらえる企画が必要ではありませんか。</p> <p>(5)「The 市議会 Vol. 51」で特に目についたこと</p> <p>ア.「委員会レポート」もそろそろ改善と工夫がいらませんか。</p> <p>イ. 会派の「視察報告」もあまり意味のあるものとは思えません。せっかく税金を使った視察なのに、市民には何のことかほとんど理解できません。会派の皆さんもこの程度の内容の視察だと市民から受け取られるのは不本意だと思いますが…。</p> <p>ウ. 議案賛否の一覧表も単なる「資料的な意味」しかありませんが、逆に市民から見れば大いに勘違いする一覧表でもあるのです。「賛否の分かれた議案だけ掲載」なのですが、そんな説明よりも一覧表の方が説得力があり、市民には「議会に提案された議案すべて」と思われがちです。少なくとも誤解を与えない工夫が必要で、見出しも「議案に対する議員の賛否状況」ではなく「賛否の分かれた議案です」などに変えてはどうでしょうか。</p> <p>2. 広報委員会の編集技術の向上について</p> <p>広報委員会メンバーの編集技術の向上は避けて通れません。</p> <p>ア. 少なくとも広報委員長は「レイアウト用紙」による編集と、明確な編集方針を持つ必要があります。</p> <p>イ. 広報委員会で先進地視察や広報編集の基本的な技術を勉強する必要があります。</p> <p>ウ. 可能であれば県議長会に要請して、毎年開かれる「議員研修会」で「議会広報紙」に関する編集技術や編集のイロハなどを教えてもらえる講師の要請や県内「議会だより」のコンクール表彰を行うことを、当市議会が率先して提案してはどうでしょうか。</p>	

モニターからの意見	対応
<p>モニターとしての意見（過去の検証）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、昨年意見として出た、担当部課に聞けば済む話を何故一般質問で聞くのかについての回答は「一般質問は、執行機関を監視し適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き質問できるように努めてまいります」とあったが、その後の取り組みと成果について具体的な説明を求める。 2、昨年意見として出た、議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は「今後の議論の参考にさせていただきます」とあったが、その後の議論または取り組みはどのようなものがあったのか、具体的な説明を求める。 3、昨年意見として出た、全員協議会については「全員協議会の運営については、今後、議会運営委員会で検討してまいります」との回答だったがその後どのような議論でどうなったのか具体的な説明を求める。 4、昨年意見として出た、熊本市の「公務における子育て支援策」について「議会運営委員会において、今後検討してまいります」とのことだったが、どうなっているのか具体的な状況についての説明を求める。 5、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項に違反と認定されたのか。 6、杉本議員は本会議場で「新たな決意」を述べたが、謝罪がなかった。山陽小野田市議会としてこれでよいと考えるのか。 7、倫理条例違反の罰則規定についての規定がない。人によってその内容が異なることは「法の下での平等」の原則に反することになる。 公平な議会運営のために、懲罰規定を整備する必要があると考えるがいかがか。 	

モニターからの意見	対応
<p>市議会モニターからの意見 No 1</p> <p>1. 8月1日に開かれた産業建設委員会を録画で傍聴しました。 この日の審査内容は6月4日に開かれた市民団体との「市民懇談会」で出された質問項目への市の回答とそれに対する審査ということでした。</p> <p>(1) 6月4日の「市民懇談会」から2ヶ月経過しており、この間の卸売市場の変化や状況が委員会審査には何も反映していないと感じました。 このようなテンポで、果たして的確な委員会審査ができるのでしょうか？</p> <p>(2) 中央青果社長が中央青果として6月末にある仲買人業者に対して契約解除を通告しました。行政は事態を「民・民の争い」とし、議会側もこのことに関してほとんど質疑がありませんでした。7月2日に開かれた中央青果の「臨時取締役会」では、社長の行為に対する厳しい批判が出され、市役所から出ている役員も含めて取締役会は今回の事態を「追認しない」決定がされました。 中央青果の条例違反をはじめとする不正常的な市場運営の問題は、6月議会でも大きな問題とされたところですが、改善の方策が市民にとって一向に見えてきません。 このような不正常的な市場の状況を行政や議会はどのようにしようと考えているのでしょうか？行政や議会の方向性が見えてきません。</p>	

市議会モニターの見解

平成30年3月29日のモニター会議に向けて頂いた意見

頂いた意見

●市議会モニターとしての意見

山陽小野田市議会が議会改革の中で、議会基本条例の制定、議会報告会等につき全国的にも数少ない市議会モニター制度を導入された事を素晴らしい取り組みと受け止めています。

しかし、公募でモニターになってからの、この一年は委嘱状が郵送だった事にはじまり、意見を文書で出すにしても何をどれくらいの頻度で？回答は？等々の疑問が多々あり、委嘱された7人のモニター同士の顔合わせもなく、対応や運営についての未熟さを強く感じ非常に残念に思っています。

今回、私たちモニター有志の意見も受けて設置要綱の第1条に「市民と共に歩み、」が挿入された事など前進面もありますが、今後とも継続したご尽力に期待しています。

しかし、「市民と共に歩み、」とは程遠い現実にやや失望しながら任期終了を前にしての意見を以下、提出します。

①12月議会の議会報告会の実施見送りは残念

市議会広聴特別委員会で12月定例議会の議会報告会は行わないと決められました。新人議員が多いとか、参加者が少ないことなどが理由であった様ですが、報告会を重ねて実施する中で改善を図るべきであって一旦見送るという結果になった事をきわめて残念に思っています。

定例市議会の度に6会場で実施される議会報告会は市政の重要な案件を市民に分かりやすく説明するだけでなく、市民の質問や様々な意見を直接聞く機会でもあり、議員の負担はあっても得るものが多いので報告会は議会改革の一丁目一番地として頑張って頂きたいものです。

②議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する期間、提言する機関

地方公共団体を代表して提案し執行する市長に対して議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関と言われています。

そのことを踏まえて見るなら津布田、下津、出合保育所の3保育所を廃止して厚狭駅南部の開発公社の所有地に統合新設するための土地購入費1億4,000万円を含む当初予算案が地元の合意形成が極めて不十分などから、予算委員会分科会や予算委員会で相当議論されたものの結果的に見直すことなく可決される見通しである事を極めて残念に思います。

この事業については良好な子育て環境をどう作るか、人口減少が進む中でいかに中山間地のまちづくりを進めるか等、様々な角度からの検討が必要な重要な施策です。

しかしながら、コンパクトシティや保育所の統廃合ありきの観点だけ、それどころか数年前の洪水被害や高すぎるために売れないと言われている駅前土地区画整理地区を早

期に販売したいという意図が執行部にあり推し進められたと考えざるを得ない状況です。購入予定価格は、付近の売買実例と比べ数倍高いとも言われており、出合保育所の隣接地や近辺には広大で利用されていない市有地もあるのにこのまま事業を進めることが本当に市民のための市政なのか大いに疑問です。再度の見直しが必要なのではないでしょうか。

この事業は昨年の6月議会に補正予算等で可決されていますが住民への周知が全く不十分です。

保護者説明会と4か所での住民説明会が行われましたが該当地区で行われたのは津布田地区だけ、なぜか出合地区では行われず厚狭地区複合施設で行われた説明会は10数人の参加で出合地区民はごく少なかったそうです。

「公立保育所再編基本計画に係る説明会のご案内」と言うチラシが班回覧されたそうですが、読んでも出合保育所の廃止とは到底理解できないため、わざわざ厚狭の複合施設までは行きませんでした。

また、前身の幼稚園から数えれば60年以上もの歴史がある、小学校や公民館に隣接した地区の中心部の公共施設が理由も跡地利用の説明もなく廃止される事が決定されたことを多くの住民は知らないままです。

議員は与党・野党に関係なく執行部が提案したことに対し「市民と共に歩み」の立場に立って判断をしていただきたいと切に思います。またそのことが執行部の力量を高めることにつながると確信しています。頑張ってください。

●一年間の市議会モニターを終えての意見

26日の議会運営委員会におきまして「モニター制度」について協議がなされました。以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。

このことにつきましては、議運の皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。

モニター制度については次のような課題があると思います。

1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。

併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。

丁寧な取り扱いをお願いしたい。

2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままでの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。

今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。

議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということです。

広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。

3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてです。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度ではないことは承知しております。

しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにしろ、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状がでないかと解釈しておりますがいかがでしょうか？

最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo.7の意見について取り扱われず無視をされたままで、この度の議運が終わり、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。

モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけでなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。

●一年間の総括について

モニターの目的は市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させることである。私自身、モニターの活動内容である、本会議等の傍聴、ネット中継の視聴、議会報告会に参加、議会だより等に対する意見の提出の中でどれだけの活動ができ、意見の提出ができたかどうか、反省している。モニターとして市民の声が反映できたかどうか、自問している。

ただ、モニターとして少しかかわった中で感じたことは、本来の目的である「市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させること」に対して、モニターの意見が具体的にどう反映されていくのだろうかというプロセスが理解できなかった。

そのためにはモニターの役割を明確化し、モニターからの意見に対して議会がどう対応したかを具体的に示す必要があると感じた。

それが本来の目的であるモニターを通しての市民の声になるのだろうと思った。